

船橋市インターンシップ実施要綱

令和元年5月29日施行

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が実施するインターンシップに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(インターンシップの目的)

第2条 インターンシップは、学生等に対し市における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とする。

(インターンシップの対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、次に掲げる教育機関（以下「大学等」という。）の学生等とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(大学院及び短期大学を含む。)、高等専門学校及び高等学校

(2) 前号に掲げる教育機関に準じるものとして市長が認めるもの

(インターンシップの申請)

第4条 大学等の代表者は、市におけるインターンシップを希望するときは、市長に対し、船橋市インターンシップ実習受入申請書(第1号様式)により、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる事項に留意し、実習の可否を決定し、インターンシップ実習受入可否決定通知書(第2号様式)により、当該申請をした者に通知する。

(1) 希望する実習の理由が、第2条に規定する目的に沿うと認められること。

(2) 大学等において、事前の学習及び終了後の評価を行う等、実習を効果的に実施するための措置を講じていること。

(3) 市が行う業務に支障がないこと。

3 前項の規定に基づく決定を行う際は、市長は、実習を受け入れる所属の長（以下「所属長」という。）に協議するものとする。

(所属長の役割)

第5条 所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、所属内の受入体制を整備するものとする。

2 所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、インターンシップの実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

3 所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、所属の職員の中から実習指導者を指名するものとする。

(実習指導者の役割)

第6条 実習指導者は、前条第2項の実習プログラムに基づき実習内容について指導を行うものとする。

(協定書の締結)

第7条 市長及び大学等の代表者は、第4条第2項の規定により実習の受け入れを認められた者（以下「実習生」という。）の身分の取扱い等に関し、この要綱に従い協定書(第3号様式)を作成し、各々1通保有するものとする。

(実習期間)

第8条 実習期間は、2週間以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(実習時間)

第9条 実習時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時45分から午後5時15分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該実習の必要性等により、市長は、別の時間帯に実習時間の変更を行うことができる。

(報酬等)

第10条 市は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(身分、服務等)

第11条 実習生は、職員としての身分を保有しない。

2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習の目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、所属長及び実習指導者の指導及び指示に従わなければならない。

4 実習生は、実習に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表する場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ所属長にその旨を連絡しなければならない。

(誓約)

第12条 実習生は、誓約書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。また、大学等の代表者は、この誓約の遵守について実習生に対し指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が、第11条に定める服務義務に反する行為を行ったとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により実習を中止する場合は、その旨を実習生及び大学等の代表者に通知するものとする。

(事故等に対する責任)

第14条 大学等の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 大学等の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第11条第2項から第5項までの規定に反する行為により市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるほか、インターンシップに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

第1号様式

船橋市インターンシップ実習受入申請書

年 月 日

船橋市長 あて

教育機関名

代表者 役職

氏名

㊟

船橋市インターンシップ実施要綱第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 実習を希望する学生

学部・学科	学 年	ふりがな 氏 名

2 教育機関のインターンシップ制度

単位認定	有 ・ 無 必要日数（時間数） _____ 日（ _____ 時間）
学内選考	有 ・ 無
保険の加入	実施要綱第14条第1項に基づく保険加入 有（加入予定も含む） ・ 無

3 教育機関のインターンシップ担当部署

部署名	
担当者	職名： _____ 氏名： _____
教育機関所在地	〒 _____
連絡先	TEL _____
	FAX _____
	Eメール _____

4 希望する部署等

*船橋市での実習を希望する理由

*具体的な部・課名と、希望業務・理由を明確にお書きください。

部署名（部・課名）	希望業務 ・ 理由
部 課	
部 課	
部 課	

5 実習期間 ※日数は、土・日・休日を除いた日数を記入すること

第1希望	年 月 日 () から 年 月 日 () まで _____日間
第2希望	年 月 日 () から 年 月 日 () まで _____日間
第3希望	年 月 日 () から 年 月 日 () まで _____日間

6 学生に関する事項

住 所	〒
連絡先	自 宅 携 帯 E-mail

第2号様式

船橋市インターンシップ実習受入可否決定通知書

年 月 日

教育機関名
代表者の職名・氏名

様

船橋市長 松 戸 徹

年 月 日付けで申請のあったインターンシップ実習生の受入れについては、下記のとおり決定したので、船橋市インターンシップ実施要綱第4条第2項の規定により通知します。

記

学部・学科等	学年	ふりがな 氏 名	受入の可否
	年		可 ・ 否

受入期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
受入部署	

※ 実習期間までに傷害保険及び賠償責任保険に加入できなかった場合や、学生の都合等により実習を受けることができなくなった場合には、当該理由を記した取下書を提出すること。

第3号様式

船橋市インターンシップに関する協定書

船橋市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定を締結する。

（実習生の受入れ）

第1条 甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上と、市政に対する理解を深めることを目的として乙に所属する下記学生を実習生として受け入れるものとする。

実習生氏名 _____

学部・学科（学年） _____（_____年）

（実習期間及び時間）

第2条 実習生が実習を行う期間は、_____年 月 日から _____年 月 日までとする。実習を行う時間は、午前8時45分から午後5時15分までとし、途中45分の休憩時間を置くものとする。ただし、特に必要があると認められる場合には、実習受入先の所属長が別に定めることができる。

（報酬等の不支給）

第3条 甲は、実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習生の身分等）

第4条 実習生は、甲の職員としての身分を保有しない。

2 実習生は、実施時間中は所属長及び実習指導者の指導及び指示に従わなければならない。

3 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ所属長にその旨を連絡しなければならない。

（実習に専念する義務）

第5条 実習生は、甲の職員の指示に従い、実習時間中は専ら実習に専念し、実習の目的達成に努めなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第6条 実習生は、甲の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

（法令を遵守する義務）

第7条 実習生は、実習期間中、甲の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第8条 実習生は、実習上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、実習終了後においても同様とする。

- 2 実習生は、知り得た個人情報について実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場合についても、甲の指示によることとする。
- 3 実習生は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。
- 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合は、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(実習中の事故責任等)

第9条 乙及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

- 2 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第5条から第8条までの規定に違反する行為により市又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(実習生の提出書類)

第10条 実習生は、第5条から第9条の規定を遵守するため、甲に対して船橋市インターンシップ実施要綱(以下「要綱」という。)第12条に定める誓約書を事前に提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 甲は、実習生が第5条から第9条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたとき、または改正の必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 船橋市湊町2丁目10番25号
船橋市
船橋市長 松 戸 徹

乙

第4号様式

誓 約 書

年 月 日

船橋市長 あて

教育機関名（学校・学部・学科）

住 所 _____

氏 名 _____

私は、船橋市において、インターンシップ実習を受けるにあたり、下記事項を遵守することを誓います。

1. 船橋市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念します。
2. 実習期間中は、船橋市職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
3. 船橋市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為は行いません。
4. 実習上知り得た秘密を漏らすような行為は行いません。
5. 傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、実習中に災害を受けた場合又は船橋市若しくは第三者に与えた損害に対しては、自らの責任において対応します。